

8 福監第 9 号
令和 8 年 5 月 25 日

請求人 様

福津市監査委員 木村 道也
福津市監査委員 榎本 博

監査結果報告書
(福間浄化センター植栽等管理業務委託について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、
次のとおり監査結果を報告します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

2 請求書の提出

請求書の提出日(監査事務局受付日)は、令和8年3月27日である。

3 請求の内容

請求人提出の福津市職員措置請求書(住民監査請求書)による請求(以下「本件請求」という。)の内容は、原則として原文のまま、事項「請求の要旨」に掲載した。ただし、誤字に一部修正を加えた他、【】で示した部分を省略した。

4 請求の要旨

1. 措置請求の対象となる機関

福井 崇郎 福津市長

2. 措置請求の対象となる財務会計上の行為

福津市が、令和7年度(令和7年4月1日～8年3月31日)において、福間浄化センター植栽等管理業務(以下「植栽等管理業務」と云う。)の業務委託を上西郷区自治会と随意契約を以って締結し、不当に高額な業務委託料70万5千円を支出したこと。

3. 上記2.の行為が財務会計上の違法・不当行為に該当する理由

①福津市は、福間浄化センターの供用開始年度の平成20年から令和7年度まで、「植栽等管理業務」を随意契約を以って上西郷区自治会に業務委託しているが、業務委託の内容を地方自治法第234条第1項、第2項及び、随意契約が例外的に許される場合を具体的に示している地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号～第9号に照らせば、本件行為は違法行為に該当する。

因みに、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の内容は以下のとおり。

第1号 少額随意契約：役務の提供において市町村に随意契約が許される金額は50万円以下。

第2号 性質・目的が不適合：不動産の購入、特殊技術が必要な修理等。

第3号 福祉施設等からの物品の調達：障害者支援施設等からの役務の提供、物品の購入。

第4号 新商品の認定を受けた者からの調達：

第5号 緊急時の必要がある時：時間的余裕のない災害時等。

第6号 競争入札が不利：既にある施設と密接に関連する工事等。

第7号 著しく有利な価格

第8号 入札に参加者がいない場合

第9号 落札者が契約をしない場合

②福津市が令和7年度において、「植栽等管理業務」の業務委託料として上西郷区自治会に支出した709万5千円は、上西郷区自治会が「植栽等管理業務」に要した費用341万3千円を遥かに超える高額なものであって、この行為は不当な公金の支出に該当する。 《資料A》 《資料B》

以下、福津市が支出した「植栽等管理業務」業務委託料709万5千円が不当に著しく高額であることの根拠を示す。

①上記の「浄化センター業務委託料」の709万5千円には、市が上西郷地区に福間浄化センターを設置する見返りとして上西郷区自治会に支出の約束をした「地元環境整備対策費」の500万円等は含まれていない。

以上の件は次の事項によって裏付けされる。

・令和6年（行ウ）第20号「違法公金支出金返還請求事件」の福岡地裁の公判において、被告側（原崎智仁 前福津市長）が、「本件支出は、その全額が本件植栽等管理業務に係る業務委託料の支出であり・・・」と主張していること。 《資料C》

・令和7年4月21日付けの『住民監査請求書』（請求人【省略】）に対し、市が監査委員に提出した『弁明書』で、「上記の業務委託料は、その全額709万5千円が福間浄化センター植栽等管理業務に係る適切な業務委託料であり・・・。」と述べていること。 《資料D》

②上西郷区自治会や上西郷区財産組合（上西郷区自治会の関連団体）が、「植栽等管理業務」の業務受託によって不当に高額な利益を得ていたことが次の事実によっても判る。

・上西郷区自治会の『令和7年度 決算報告書』の支出の部に租税公課として86万6千円が記載されている。 《資料E》

・また、同自治会の『令和6年度 決算報告書』の支出の部にも、租税公課として136万8千円が記載され、平成20年度から令和4年度まで「植栽等管理業務」の業務委託料の支出先であった上西郷区財産組合の『令和6年度 財産組合会計決算報告書』の支出の部には、「市、県法人税737万3千円（重加算税を含むと推定）」が記載されている。

《資料F》 《資料G》

③西日本新聞の令和4年9月24日の記事によると、上西郷区財産組合が「植栽等管理業務」の業務受託によって得た余剰金の累計総額は、令和4年3月末には約6,400万円に達している。 《資料H》

④福津市は、令和7年度の「植栽等管理業務」の業務を随意契約を以って上西郷区自治会に委託し、予定する「植栽等管理業務」の業務委託料709万

5千円は、福岡県が発注する公共土木工事の予定価格設定に採用している『福岡県土木工事標準積算基準書及び福岡県土木工事实施設計単価表』を用いて算出している。 《資料I》

但し、草刈り業務が主体の「植栽等管理業務」と「福岡県の公共土木工事」の業務内容は異質のもので、予定価格の算出にこれを用いることはできない。

因みに、上西郷区浄化センター対策委員会が『令和7年度 会計報告書』に記載した「植栽等管理業務」に支出した金額341万3千円の明細は次の通りである。

《支出明細》

保険代	55	燃料代	37
備品・消耗品	19	事務管理費	66
作業手当・お茶代	3,019	(①946 ②1,197 ③875)	
乗用草刈り機リース代	96	役員手当	120
合計	3,413		(単位：千円)

《資料B》

4. 生じている損害について

福津市は、福岡浄化センターが供用開始された平成20年以降、毎年度、上西郷区自治会等に「植栽等管理業務」の業務委託料として、約680万円～約710万円を支出して来た。

しかし、福岡浄化センターに係る各組織の会計報告書によると、「植栽等管理業務」に必要とする各年度の費用は約170万円～約340万円となっており、その差額の約510万円～約370万円が上西郷区自治会等の利益となっている。

即ち、逆に言えば、福津市が上西郷区自治会等に不当で高額な「植栽等管理業務」の業務委託料を支出し、市民に多額の損害を与えていたことを意味している。

因みに、推定ではあるが、平成20年から令和7年度までに喪失した公金は、累計で約7,500万円(約500万円×15年)に達すると考える。

《資料A》 《資料B》 《資料H》

5. 求める措置について

福津市が、上西郷区自治会に支出した「植栽等管理業務」の業務委託料約700万円には、当時の福岡町が平成14年6月10日付けの『福岡町公共下水道処理施設建設に係る確認書』において、上西郷区自治会に支出を約束した「地元環境整備対策費」の500万円が含まれていることを確認した上で次の措置を講じる。 《資料J》

① 福津市が、「植栽等管理業務」の業務委託料に含めて支出した「地元環境整備対策費」の総額は当時の福岡町が上西郷区自治会に口頭で約束した5,000万円を超えているので、令和8年度以降は「地元環境整備対策費」の500万円を含まない「植栽等管理業務」の業務委託料を支出する。《資料K》
但し、上西郷区自治会に対し超過分の返還請求は諸々の事情に鑑みて行わない。

② 今後、「植栽等管理業務」の業務委託については、地方自治法第234条第1項、第2項の規定に基づき競争入札方式を以って業務委託先を選定する。

以上

5 事実を証する書面

請求人が、事実を証する書面として提出したものは次のとおりである（すべて写し）。

- ① 資料A 令和7年4月24日付 「業務委託契約書」
- ② 資料B 令和8年3月7日付 「令和7年度浄化センター対策委員会会計報告」
- ③ 資料C 令和6年（行ウ）第20号 違法公金支出金返還請求事件 答弁書（令和6年5月27日）
- ④ 資料D 監査結果報告書（令和7年6月20日）（福岡浄化センター植栽等管理業務委託について）
- ⑤ 資料E 令和8年3月15日付 「令和7年度 一般会計決算」
- ⑥ 資料F 令和7年3月4日付 「上西郷区自治会 令和6年度 一般会計決算」
- ⑦ 資料G 令和7年3月4日付 「令和6年度 財産組合会計決算報告」
- ⑧ 資料H 西日本新聞記事 「2022年（令和4年）9月24日」及び随意契約結果一覧表（令和4年4月～の一部）
- ⑨ 資料I 令和7年4月18日付 「御見積書」
- ⑩ 資料J 平成14年6月10日付 「福岡町公共下水道処理施設建設に係る確認書」
- ⑪ 資料K 令和7年（行ウ）第36号 違法公金支出金返還請求事件 準備書面（1）
- ⑫ 令和7年度 支払伝票一覧 「公共下水道事業会計 令和7年6月分」
- ⑬ 令和7年度 支払伝票一覧 「公共下水道事業会計 令和7年8月分」
- ⑭ 令和7年度 支払伝票一覧 「公共下水道事業会計 令和7年12月分」

6 請求の要件審査及び受理

令和8年3月30日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月31日、本件請求を受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び着眼点

本件の対象となる財務会計行為は、令和7年4月24日に締結した業務委託契約（以下「本件契約」という。）が、随意契約の方法によりなされたという「契約の締結」及び本件契約に基づき、福津市（以下「市」という。）が、契約の相手方である上西郷区自治会（以下「自治会」という。）に対して委託料709万5000円を支払ったという「公金の支出」（以下「本件支出」という。）である。

本件請求において、請求人は、市と自治会とが、随意契約の方法により本件契約を締結したことは法令に抵触するとした他、本件契約の業務委託料が、不当に著しく高額であるとし、これらを理由に当該財務会計行為は、違法・不当行為に該当する旨主張している。

これをふまえ、本件における各財務会計行為の適否について、以下の点に着眼して監査を行った。

- 本件契約が随意契約の方法によることの違法性及び不当性
- 本件支出の違法性及び不当性

2 監査対象部署

都市整備部下水道課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年4月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人はこれに出席し、新たな証拠等として書面を提出したうえで陳述した。

(1) 新たに提出された書面（①以外はすべて写し）

- ① 《口頭陳述》福間浄化センター植栽等管理業務の業務委託に係る随意契約方式の採用並びに著しく高額な業務委託料の支出について
- ② 令和7年4月24日付 「業務委託契約書」
- ③ 資料A 西日本新聞記事 「2022年（令和4年）9月24日」及び随意契約結果一覧表（令和4年4月～の一部）
- ④ 資料B 平成14年6月10日付 「福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書」
- ⑤ 資料C 令和4年3月6日付 「令和3年度 財産組合会計決算報告」
- ⑥ 資料D 令和4年3月6日付 「令和3年度浄化センター対策委員会会計報告書」
- ⑦ 資料E 令和7年4月18日付 「御見積書」
- ⑧ 資料F 令和7年3月4日付 「令和6年度 一般会計決算」
- ⑨ 資料G 平成19年11月12日付 「福間浄化センター設置に関する協定書」
- ⑩ 資料H 令和7年3月4日付 「令和6年度 財産組合会計決算報告」
- ⑪ 資料I 令和8年1月7日付 「令和7年（行ウ）第36号 違法公金支出金返還請求事件 準備書面（1）」

※⑪について、一部には、「違法公金支出返還請求事件 準備書面（11）」との記載

もあるが誤記と思われる。

(2) 陳述の要旨

請求人の陳述は、第1の4記載の請求の要旨に加え、①契約名義人である自治会とは異なる財産組合への支払である点及びその額が累積6400万円に達している点、②市の算出した予定価額と見積額が一致しているのが不審であり、複数見積がとられていない点、③平成14年6月10日付け確認書の地元環境整備対策費500万円の支出が法的に問題があると受け止めたが故に平成19年の協定で植栽等管理業務委託費に含めたと解釈可能であるという点、④前記確認書に期限がない点などを違法又は不当事由として指摘するものであった。

4 関係人調査

監査対象部署に対する調査

令和8年4月3日付8福監第1号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ・本件請求に対する弁明書
- ・弁明書の裏付けとなる資料
- ・本件契約及び委託料の支払いが確認できる全ての資料

令和8年4月20日に以下の資料が提出された。

- ・福津市職員措置請求に関する弁明書(8福下第61号)
- ・弁明書の裏付けとなる資料(すべて写し)
 1. 福間町浄化センター設置に関する協定書(平成19年11月12日)
 2. 令和7年度における植栽等管理業務に関する以下の資料
 - ①執行伺兼見積依頼伺(添付書類含む)
 - ②見積結果・契約伺(添付書類含む)
 - ③業務委託契約書(鑑のみ)
 - ④委託範囲がわかる資料(平面図等)
 3. 土木工事標準積算基準書(河川編)(一部抜粋)
 4. 土木工事实設計単価表(一部抜粋)
 5. 判決書(福岡地方裁判所 令和7年10月8日判決 令和6年(行ウ)第20号 違法公金支出金返還請求事件)

以下に提出のあった弁明書の内容を掲載する。

市は、「福間浄化センター設置に関する協定書」(平成19年11月12日付)に基づき、令和7年4月24日に上西郷区自治会との間で、福間浄化センター植栽等管理業務委託契約(以下「本件契約」という。)を締結した。

本件契約は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定による随意契約である。

市が本件業務を委託するに際し、見積徴取するために算出した予定価格の算出

方法は次のとおりである。

業務面積

① 平坦部（緑色部分、刈払い機による除草）16,125 m²

② 高木部（紫色部分、刈払い機による除草）6,591 m²

③ 低木部（赤色部分、人力による除草）922 m²

上記①ないし③合計 23,638 m²

予定価格

① 直接工事費 5,697,846 円

② 共通仮設費 752,343 円

③ 工事価格 6,450,000 円（一般管理費等 -189 円）

④ 予定価格 7,095,000 円（消費税等 645,000 円含む）

直接工事費は、上記各面積に各工種等の単価を乗じて算出している。単価については、福岡県土木工事標準積算基準書及び福岡県土木工事实施設計単価表（以下「公共単価」という。）に基づき算出した。

共通仮設費のうち「打ち合わせ、準備、竣工書類作成等」については、積み上げ方式により求めた人工数に公共単価を乗じて算出し、「事務用品費、消耗品費等」は、本件業務に係る諸費用として必要な数量を見積り、積算している。

請求人は、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号～第9号に照らせば、本件行為は違法行為に該当すると主張する。しかしながら、市は協定書に基づき、契約の相手方を適法に特定し、前述のとおり適正な予定価格の範囲内で上西郷区自治会と契約している。

したがって、本件財務会計行為に違法性は認められない。

次に、請求人は「福岡浄化センターに係る各組織の会計報告書」に記載された事項を根拠として、本件契約額は不当に高額であり、その結果、上西郷区自治会等に過大な利益が生じ、市民に損害を与えた旨主張する。

しかしながら、支払われた業務委託料の具体的な用途や振分けは、上西郷区の自主的な判断に委ねられているものであり、このことをもって、直ちに本件業務委託の額が当該業務の対価として過剰であったと評価することはできないとされている。（福岡地方裁判所 令和7年10月8日判決）

したがって、請求人の主張は失当である。

以上のことから、請求人が求める措置①及び②については、いずれも採用することができない。

令和8年4月23日に監査対象部署の職員から事情聴取を行った。

なお、事情聴取にあたり新たな証拠（判決書（福岡高等裁判所 令和8年4月21日判決 令和7年（行コ）第44号 違法公金支出金返還請求控訴事件））が提出された。

第3 監査結果

1 本件契約が随意契約の方法により締結されたことの違法性・不当性

(1) 本件契約締結に至る経緯

ア 平成14年2月28日、福間町長、上西郷区長及び上西郷区浄化センターの対策委員会委員長とで、福間町が上西郷区から要望された協力費について交付する方向で最大限の努力をしていく、この協力費の交付手法等については今後協議するとの内容を含む「福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書」を取り交わした。

イ 同年6月10日、福間町長、上西郷区長及び上西郷区浄化センターの対策委員会委員長は、「福間町公共下水道処理施設に係る確認書」を取り交わした。この確認書は、上記2月28日付確認書の協力費について、地元環境整備対策費(仮称)として施設の供用開始年度から年間総額500万円を議会の議決など所要の手続きをとって支出すること、支出方法などの詳細については今後作成の甲乙による協議書等で決定するものとすることを確認するものであった。

ウ 平成17年1月に福間町と津屋崎町が合併して市が誕生した後である平成19年11月12日、福津市長、上西郷区長及び上西郷区浄化センターの対策委員会委員長は「福間浄化センター設置に関する協定書」を取り交わした(以下「平成19年協定」又は「本件協定」という。)。この協定書は、市が上西郷区に協力費ないし地元環境整備対策費を支払う旨の定めはなく、その代わりに、市が上西郷区に対し公正な委託契約に基づき福間浄化センターの供用開始時から場内の草刈清掃等の作業を委託するもの並びに委託の範囲及び委託料等については委託契約書で定めることを合意するものであった。したがって、平成19年協定は、平成14年に締結された確認書に代える合意をするものと認められ、平成14年の確認書のうち、地元環境整備対策費(仮称)の支出を約した部分は、平成19年協定により効力を失ったものと解される。

エ 市は、福間浄化センターの供用が開始された平成20年度以降、毎年にわたり本件協定に基づき、上西郷区(行政区長制度の廃止以降は上西郷区自治会)に対して、随意契約の方法により本件植栽等管理業務を委託し、その業務委託料として令和元年度までは年間682万5000円、令和2年度以降は年間709万5000円を支払っていた。

オ 本件植栽等管理業務委託については、令和4年度について令和5年3月13日に、令和5年度について令和6年3月14日にそれぞれ住民監査請求に対する監査委員の監査結果報告がなされた。

カ 市は、令和7年4月24日、上西郷区との間で、平成19年協定に基づく業務委託契約であり、契約の相手方は特定されているため、競争入札に適さないとして地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号による随意契約の方法によって、上西郷区自治会との間で、令和7年度実施の福間浄化センター植栽等管理業務にかかる業務委託契約を締結した。

(2) 性質又は目的が競争入札に適しないものといえるかについての判断基準

ア 本件契約は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により、自治会を相手方とした随意契約の方法により締結されている。そこで「その他の契約でその

性質又は目的が競争入札に適しないもの」(同号)について、検討する。

イ 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」もこれに該当する。

ウ そして、このような場合に該当するか否かは、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきもの」と解される(最高裁判所昭和 62 年 3 月 20 日判決・民集 41 卷 2 号 189 頁参照)。

エ もっとも、契約担当者の裁量判断が合理性を欠くと認められる場合には、監査委員はこれを違法・不当原因として勧告することも許される。

オ 公表されている福津市随意契約のガイドライン「随意契約ができる場合」では、「2 契約の性質又は目的が、競争入札に適しないもの」として、「③市の政策の中で位置付けられた特定の者との契約を必要とする場合」を例示し、「事業の目的、内容等から特定の者と契約しなければ当該事業を達成できないものに限る。かつ、政策目的を達成するための事業として、別途(契約の相手方の選定理由も含め)決定があること」とされている。かかるガイドラインは、上記法令解釈と整合するから契約担当者の裁量判断にかかる基準として合理的である。

(3) 本件契約の性質又は目的

ア 市は、本件契約を随意契約の方法で締結した理由を、平成 19 年協定に基づく業務委託契約であり契約の相手方が特定されているため、競争入札に適さないとしている。

イ 平成 14 年に福間町と上西郷区との間で交わされた確認書の内容によれば、下水処理施設が周辺的生活環境に与える影響について、地域住民から少なからず懸念や不安が示されていたことがうかがわれる。福津市民全体の利益に寄与する福間浄化センターの設置運営にあたり、地域住民の懸念や不安を払拭する目的が合理性に欠けるということとはできない。この懸念や不安を払拭する手法のひとつとして、平成 14 年の確認書においては、協力費ないし地元環境整備対策費の名目で年間 500 万円を支払うこととし、その詳細を別に定めるとしている。

ウ もっとも、その後、市と上西郷区との間で締結された平成 19 年協定では、協力費ないし地元環境整備対策費の名目で金員を支払うことに代えて、上西郷区に「公正な

委託契約に基づき、場内の草刈清掃等の作業を委託することとされている。

たしかに、平成 14 年 6 月 10 日付確認書には地元環境整備対策費の支払方法の詳細を後に作成する協定書等で決定する旨の記載がある。しかし、平成 19 年協定において、草刈等の作業の委託は、協力費ないし地元環境整備対策費の支払いに代えるものと位置付けられている。無償の協力費と対価性のある委託契約とは法的性質を異にするものであるから、両者は併存し得ない。したがって、平成 14 年時点における協力費ないし地元環境整備対策費の支払合意は、平成 19 年協定により変更され、市と上西郷区長との間において、協力費ないし地元環境整備対策費を支払う旨の合意は平成 19 年協定後は存続していないものと認められる。

なお、請求人は、平成 14 年の確認書取り交わしの際、町が上西郷区に対し総額 1 億円の支払を行う合意があった旨主張するが、これを裏付けるに足りる資料は調査の限り確認できなかった。また、このような合意が存在していたとしても、かかる合意も平成 19 年協定により変更され効力を失うものと解される。

エ 以上の検討によれば、本件契約の目的は、地元住民の下水処理施設に対する懸念や不安を払拭することを含み、その実現方法として上西郷区の地元住民らが福間浄化センター内に立ち入って作業をするを選択しているのものであって、その合理性は否定できない。

(4) 特定の者と契約しなければ当該事業を達成できないか

前項に述べたとおり本件契約の目的に地元住民の懸念や不安を払拭することが含まれる以上、その目的の性質上、契約の相手方は当該地元住民らで組織される団体に限られる。そして、上西郷区は浄化センターの直接の隣接地域として平成 14 年確認書以来一貫して市との協議の当事者となっており、これに代わる団体は他に見当たらない。したがって、上西郷区自治会を『特定の者』として契約しなければ当該事業を達成することができない。このため、第三者からの見積書を徴求しないことについても違法不当の問題が生じるとはいえない。

(5) 結論

以上の検討からすれば、本件契約を随意契約の方法で締結したことについて、違法性・不当性を認定することはできない。

2 本件契約の違法性・不当性

(1) 本件契約の概要

ア 業務委託名	福間浄化センター植栽等管理業務
イ 履行場所	福間浄化センター地内
ウ 履行期間	令和 7 年 4 月 25 日から令和 8 年 3 月 13 日まで
エ 業務委託料	7,095,000 円 (消費税込)

オ 仕様書 (作業内容) の概略

1 回につき以下の作業を、履行期間中に 3 回

- ① 機械草刈 (雑草) 16,125 m²

- ② 機械草刈（高木下草） 6,591 m²
- ③ 人力草刈（低木下草） 922 m²
- ④ 集草（人力） 23,638 m²
- ⑤ 積込・荷卸 23,638 m²
- ⑥ 運搬（場内運搬） 23,638 m²

(2) 予定価格について

予定価格は、直接工事費および諸経費で構成されている。

このうち、直接工事費については、「土木工事実施設計単価表 令和7年3月1日福岡県県土整備部」に記載された単価を使用し、「土木工事標準積算基準書 河川編 令和6年10月1日 福岡県県土整備部」(以下「基準書」という。)に基づき、パッケージ単価を工種ごとの数量に乗じて積算している。なお、各単価について、監査の限りにおいて、基準書記載の単価が妥当しないと解すべき根拠は見当たらず、より適切な算定が可能と思われる資料は検出できなかった。

一方、諸経費については、基準書によらず必要とする作業項目を個別に積上げ、それぞれの所要時間を見積り、これらに単価を乗じて積算している。また、事務用品等の消耗品についても必要な数量および単価を設定し、当該費用として積算している。

(3) 本件業務の内容・対象について

福岡浄化センター敷地内の草刈り作業を対象としており、対象面積の総計は23,638 m²である。「業務設計書」では地形の特性に応じて作業項目を分類し、次のとおり工種を区分している。

・機械による草刈面積：22,716 m²

このうち、高木部周辺部は6,591 m²、その他の区域は16,125 m²である。

・人力による草刈面積：922 m²

以下に、本件業務に係る積算内容を示す。

ア 直接工事費

作業項目	面積 (千m ²)	パッケージ単価 (千m ² 当り)	金額	備考
除草肩掛式	16.125	39,050	629,681	雑草草刈
除草肩掛式	6.591	39,050	257,378	高木（下草処理）
除草人力	0.922	97,550	89,941	低木（下草処理）
集草人力	23.638	22,120	522,872	
積込・荷卸	23.638	13,860	327,622	ダンプトラック2t 積級
運搬	23.638	3,037	71,788	ダンプトラック2t 積級
計			1,899,282	

直接工事費=5,697,846 円(1,899,282 円×3 回)

イ 諸経費

諸経費については、実施場所、契約の相手方の特性から、基準書の率を採用せ

ず、「打ち合わせ」「関係機関協議」「書類作成」「人員募集」「事前準備」「竣工書類確認」に係る参加人数に労務単価を乗じて算出し、他に事務用品費、消耗品費として、「コピー代」「飲料費」「その他」を積上げ計上している。

(ア) 打ち合わせ、関係機関協議、書類作成等

	日数	参加人数内訳(人/日)		備考
		普通 作業員	土木一般 世話役	
打ち合わせ	2.0	1.5000	0.500	2時間×2回×4人
関係機関協議	0.5	0.2500	0.250	1時間×2回×2人
書類作成	0.25	0.1250	0.125	1時間×1回×2人
人員募集	1.0625	1.0625	0.000	0.5時間×1回×17人
事前準備	4.0	3.0000	1.000	4時間×2回×4人
竣工書類確認	2.0	1.5000	0.500	4時間×1回×4人
計	9.8125	7.4375	2.375	

普通作業員 171,794円(7.437人/日×23,100円)

土木一般世話役 71,487円(2.375人/日×30,100円)

合計 243,281円(171,794円+71,487円)

(イ) 事務用品費、消耗品等

	数量	単価	金額	備考
コピー代	420枚	2円/枚	840円	412世帯(R7.02)+予備
飲料費	60人	100円/本	6,000円	60人参加予定(R6実績)
その他			660円	筆記具、その他
計			7,500円	

諸経費=752,343円(243,281円×3回+7,500円×3回)

(4) 結論

予定価格の積算過程を審査した結果、直接工事費については、基準書に準拠し、公共単価が適用されていることが確認された。

諸経費(ア)(イ)については、業務遂行に必要な人件費及び事務用品等の数量等を積上げて積算されていることが確認された。

本件業務における予定価格は、これらの直接工事費及び諸経費の合計額に端数189円を控除した上で、消費税(645,000円)を加算したものであり、客観的かつ合理的な根拠に基づき設定されていると判断される。

本件契約はこの予定価格を超えるものではなく、金額の点で違法・不当であるといえることはできない。また、この他に違法性・不当性を裏付ける事実も認定できない。

したがって、本件契約が違法又は不当であるとはいえない。

3 本件支出の違法性・不当性

前述のとおり、本件契約に違法・不当な点は認められなかった。そこで、本件契約に基づく支払が関係法令等に則って適正に支払われているか、以下検討する。

本件契約は、令和7年4月15日に起案された執行伺兼見積依頼伺(07福下第45号、同日決裁)に基づき、上西郷区自治会から見積書(同月18日付)を徴収して随意契約とし、同月18日に起案された見積結果・契約伺(07福下第58号、同月24日決裁)に基づき「業務委託料」として7,095,000円で契約されたものである。

本件契約の契約書には、委託名及び委託料の他に契約日が令和7年4月24日、履行期間が同月25日から令和8年3月13日まで、契約の相手方が上西郷区自治会である旨が記載され、委託料を3回に分割して支払う旨が規定されている。

支払い実績は、以下のとおりである。

ア 第1回支払

実施日：令和7年5月17日

検査日：令和7年5月21日

請求日：令和7年5月21日

支払日：令和7年6月5日

支払金額：2,365,000円

支払先名称：上西郷区 自治会長

振込先口座名義：カミサイゴウク カイケイ

イ 第2回支払

実施日：令和7年7月26日

検査日：令和7年7月29日

請求日：令和7年7月29日

支払日：令和7年8月14日

支払金額：2,365,000円

支払先名称：上西郷区 自治会長

振込先口座名義：カミサイゴウク カイケイ

ウ 第3回支払

実施日：令和7年11月15日

検査日：令和7年11月18日

請求日：令和7年11月18日

支払日：令和7年12月4日

支払金額：2,365,000円

支払先名称：上西郷区 自治会長

振込先口座名義：カミサイゴウク カイケイ

いずれも契約期間内に業務完了の検査を終了した後、相手方から支払い請求を受けた日から30日以内に(本件契約書第10条第3項)、適正な支出命令のもとで「福間TC植栽等管理業務委託料」(支出命令書の摘要欄の記載による)として

支払われている。

また、支払先名称は、いずれも上西郷区自治会長であり、振込先口座名義も同自治会の会計名であり、不審な点は検出されなかった。

以上のとおり、支払について、違法・不当は確認できなかった。

4 結論

以上のように、本件契約及び本件支出に違法性・不当性は確認できなかった。このため、本件請求には理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により、本件請求を棄却する。

第 4 監査の結果に添える意見

令和 8 年 3 月 26 日付け監査結果報告書（福間浄化センター植栽等管理業務委託について）に付した意見と同趣旨であるが、意見を述べる。本件植栽等管理業務委託は、これにより住民が施設内を確認する機会となっており、地域住民の不安を払拭するために一定の効果を上げてきたと評価できる。上記のとおり、監査委員は、令和 7 年 4 月 24 日に締結された本件契約及びこれに基づく本件支出に違法性・不当性を認めることはできないと判断した。

福岡地方裁判所は、令和 7 年 10 月 8 日に言い渡した判決で、令和 5 年度の本件植栽等管理業務委託契約について、平成 19 年協定には終期が定められておらず供用開始から 15 年以上が経過していること、福間浄化センターに対する地域住民の不安や負担といった感情が時の経過とともに緩和しつつあるとも考えられること、上西郷区への業務委託料の余剰金の累積額が令和 4 年 3 月時点で約 6400 万円に上っていることなどを挙げて、市が上西郷区自治会に対し、本件植栽等管理業務を委託し続けることの必要性や相当性が次第に低下していく旨の指摘をした。この判示は、福岡高等裁判所が令和 8 年 4 月 21 日に言い渡した判決でも引用され、維持されている。

このような指摘を踏まえれば、将来にわたり、平成 19 年協定の存在のみを理由として、上西郷区自治会への全面的な業務委託を漫然と続けることは適切さを欠くことになるおそれがある。

したがって、本件植栽等管理業務委託については、契約内容などを含め、前記判決がいう必要性や相当性について、適切に検討されるよう要請して、監査委員の意見とする。

以上